

虎明の表記意識

坂口, 至
宮崎大学教養部講師

<https://doi.org/10.15017/10501>

出版情報 : 文献探究. 11, pp.50-60, 1983-03-15. 文献探究の会
バージョン :
権利関係 :



虎明の表記意識

坂口 至

『大戯家 古本能狂言』(大戯家太郎編、全六冊、昭51、臨川書店)に付されたパンフに、「仮名資料としての虎明本」という短文を寄せられた安田章氏は、その中で、表記論の立場から虎明本を考察することの必要性を強調しておられる。これは、安田氏にとって、四十年代以降一つのテーマであった、仮名文字の機能的用法——安田氏の言葉を借りて言えば「仮名文字遣」——の調査解明という問題意識の延長上に位置する発言と思われるが、従来、形態論が主であった虎明本の研究に、新しい視座を要求した点において、示唆的な文章であった。その後、菅原範夫氏は、「大戯流狂言資料に見られる平仮名用字法の諸相」(高知大学学術研究報告ニハ、昭54)において、虎明本の多くの仮名に、位置による使い分けが存在することを明らかにされたが、これは、安田氏の見通しの正しさを、具体的に裏付けたものと言えよう。小稿は、これらの驛尾に付して、虎明本の表記を考察しようとするものであるが、その際、虎明はどのような意識のもとに、諸々の符号や漢字、仮名文字を運用したかという点に関心の重点を置き、先の安田氏の文章に対しては、一定の紙幅さえあれば当然触れられたであろうと思われる。虎明の表記上の創意工夫を筆着なりに明らかにすることで、また菅原氏の論に対しては、平仮名の位置による使い分けの問題をいま一歩突っ込んで

で考えることで、屋上屋を架する愚を避けたいと思う。

初めに、本稿で取り扱う虎明本の範囲を限定しておきたい。狭義の虎明本は、『大戯家 古本能狂言』六冊のうち、第一〜三冊(第三冊はその前半)に収められた二百三十曲ほどの本狂言を指すのが普通であるが、各行二十〜二十五字、各頁十一行、全体で一千八百頁以上という龐大な表記量をもつ全曲を、考察の対象とすることはできない。菅原範夫氏がなされたように、虎清本と共通の八曲を対象とすることも、相互比較の上では十分の意義をもつが、ここでは、質的により均質性が高いと思われる、また量的に一層確実な発言が保証されると思われる、第一冊巻頭の「勝狂言之類」三十二曲を対象に選んだ。具体的には複製本7頁と22頁で、これは曲数の上からも、また頁数の上からも、全体のほぼ八分の一程度の量である。

さて、虎明は、自らが習い覚えた狂言の詞章を、どのような意識の下に、文字に定着させようとしたのであろうか。その詳細は、内部徴証によって明らかにされるべきであるが、その前に、虎明自身の、この所業をなすに至った経緯を記した巻末の識語に、まず注目しておく。漢文で記されたこの識語において虎明は、狂言の詞章が「未曾着之於文字」という性格のものであったが、その伝承にお

いて「差之毫釐謬以千里」之愈遠謬之愈多」という状態になることを恐れるが故に、この書を著すと述べている。これに引き続いて、「後之知予者在斯書乎哉後之罪我者亦在斯書乎哉」と述べているが、おそらくこの部分が、虎明本を表記論的に理解する上でのキーワードとなるであろう。即ち、狂言の衣鉢を継ぐ者が、自分を理解し、或いは非難することがあるとすれば、それは一にかかっている虎明本を根柢にしてものを言うであろうというのである。したがって、虎明は自分の意図するところが後世まで正確に伝わらず、いたずらに誤解や曲解を受けることを最も恐れたであろうと想像されるのである。もしそうであるならば、この狂言本を著すにあたって、虎明が第一義的に目指したものは、文字に移されたことばの正確な伝達であって、当時の一般の仮名文献に見られるような、表記上の美的な要素のはいり込む余地はまずないと考えてよいだろうと思う。

このような予想のもとに、以下に、虎明の表記意識を、諸符号、漢字と仮名、仮名の用字法といった順序で探って行きたいと思う。まず、虎明本に用いられた諸符号について、虎明本が平仮名の勝った漢字平仮名交り文で表記されていることは言うまでもないが、その他に、文献の性格に由来する様々な符号が用いられている。詞章やト書きの始まり部分を示す「ヽ」、節付け部分に打たれる明麻符「ー」、地名や人名の固有名詞を示す「—」の朱線、脱落や補充の部分を示すための「。」、抹消記号「=」など。それに、濁点「ミ」と句読点「、」「。」「」も、かなり几帳面に付けられている。これらのうち、濁点や句読点以外の符号では、明麻符が漢字のよみ

方（直接にはよみの音数）を示す場合がある程度で、その他は当面の問題と関係しないから、今は措くことにする。まず濁点は、我々のように期待するところのハ割かたには打たれている。もつとも、濁点の打たれていないもの多きは、接続助詞「ば」（これは文脈から清濁を決することが容易である）であるので、他のものの濁点の打たれている率はもつと高くなる。一方、句読点は二種類あり、最初の四曲「まびす大黒」「連歌歌沙門」「福の神」「大黒連歌」には「ミ」が、料白の部分とそれ以外の語り・誼いなどの部分の区別なく用いられているが、「びしやもん」以降の曲では、料白の部分には現行のものと同じ「、」、それ以外には「ミ」と使い分けている。料白の部分の句読点を途中から「、」に変更したのは、おそらく濁点との紛らわしさを避けたためであろう。ともかく、虎明本では、これらの符号によって清濁・文章の切れ続きが十分明瞭であり、伝達を円滑にしようとした虎明の意識を見てとることができるといえる。この濁点・句読点の打たれ方には、いささかの疑問はない。それは、濁点や句読点は果たして本文書記と平行して施されたのであろうか、もしや虎明自身あるいは別人の手によって、後に機械的に打たれたというようなことではないか、という疑問である。複製本では、本文の漢字や平仮名と濁点や句読点の墨質の相違まで判定することは不可能であるので、あるいは原本にあたれば簡単に解決できる問題なのかもしれないが、複製本で見える限り、それらが本文書記と平行して——この場合「平行して」とは、連綿や墨つぎの関係から、文単位あるいは曲単位でという程の意味である——打

たれた場合には、普通では考えにくいような徴証をいくつか指摘できるのである。その一は次のような濁点や句読点の打ち誤りである。

いそぎもつてのほらふと存る(68)⁽²⁾

是は京へのほづた次牛に(103)

あるかや、いたか(78)

第一、二例は、濁点の位置を上接字と誤認したものである(特に第一例は本来濁点の打たれ得ない仮名である)が、ある程度の速度で機械的に打って行く時にはありそうな誤りである。なお、濁点の打ち誤りは、この他にも六例ほど(30 50 93 124 143 182)拾うことができる。第三例は句読点の誤りであるが、虎明は、いわゆる変字法によって文節の切れ目が二つの「い」と「以」の間にあることを、あらかじめ明示している(具体的には「い」と「以」)のであって、この句読点が虎明本人の手になるものであるとするならば、本文書記との間に時間的な隔りのある可能性がでてくると思われる。その二は、虎明自身が、濁点や句読点を打つことをあらかじめ想定することなしに本文を書記しているらしいふしのあることである。濁点について言えば、それを付さなければ意味の紛らわしさが生ずる可能性のある二つの単語を、一方は仮名で、もう一方は漢字でほぼ完全に書き分けている。それは、「又」と「未だ」で、虎明は前者を漢字(四十九例、例外は四例のみ)⁽³⁾、後者を平仮名(十六例、例外ゼロ)と、表記を分担させている。最初から濁点を付すつもりであれば、このような厳密な書き分けは特に必要でなかったと思われるのである。また、句読点で言えば、後述するように、文節や句の切れ目をはさんで同

音の仮名が並ぶような場合には、神経質なまでに変字法を用いている事実がある。これは、後人が転写する場合などに、目移りをおこさせないための配慮であろうが、その危惧は、句読点を打つことによってかなりな程度緩和される性格のものである。

次に、虎明の表記意識を、漢字と仮名の関係から見ても、この場合問題とし得るのは、一つは平仮名とその字源となった漢字の字体の異同についてである。虎明本では、漢字は行草体で書かれていたため、実際的に平仮名に近い字体になる場合があるが、これも虎明はある基準を設けて、ことばの伝達に支障のないよう努めているようである。たとえば、「年」は漢字の場合には行草体にさまざまの段階が見られるが、最もくすした形で「ひ」という字体であるため、平仮名の「年」(本橋末尾の仮名字体表を参照された。以下同様)と容易に区別できる。また、「本」の場合は、漢字と仮名はかなり相似しているが、後者の運筆に一層の丸みを帯びさせることによって区別している。「ハ」の漢字と仮名の示差性の基準は、筆の太さと字形の大きさである。一方「不」は、「不念」(80)のように明らかに漢字とわかるような例もないではないが、ほとんどが平仮名「ふ」と区別がつかない(56 83 83 86 98 114 119 122 127 149)。「見」も同様である。おそらく、漢字と仮名の字体の区別は、虎明にとつてはよみに違いが出るか否かということによってのみ意味を持ち得ることであって、漢字か平仮名か区別がつかないことを盾にとつて虎明の表記の不徹底を非難するのは、的外れと言うべきであろう。

ここにもよみに重点を置いた虎明の意識があらわれている。漢字と仮名の問題のいま一つは、一つの漢字に複数のよみ方がある場合、虎明がそれをどのように処理しているかということである。たとえは、「夜」は、ヤとよむ場合は行草体のうちでも比較的直線的な字体を採用する(16)が、または平仮名になおしている(15 16 206 210)が、ヨのよみの場合はいつそう平仮名に近い字体までくずして表記している(83 168 169 175 180 181 182 196)。また「御」は、ゴとよむ場合が多く、オは普通には平仮名で表記しているという具合に、音訓で表記し分けるといった試みもなしているようである。これもまた、よみの統一を目指す虎明の意識の現われである。

次いで、虎明が、個々の変体仮名をどのような意識の下に表記して行ったかということの検討に移ろう。これが小論の中心をなすものである。

まず、表記される仮名の使用頻度に着目してみたい。前記菅原氏の論文にかかげてある表に明らかのように、虎明は、個々の変体仮名に平等の資格を与えて、これを使用しているのではない。多用される仮名(常用仮名と仮称する)と、使用頻度の低い仮名(少用仮名と仮称する)とが混じっている。このうち常用仮名は、いまは特に問題とするところがないので、少用仮名に関して、それが担っている価値について考えてみる。結論的に言うならば、少用仮名は、変字として機能するか(後述)、または、何らかの意味で表語的な機能を果たしているようである。その最も著しい例が、ヒの少用仮

名「日」であつて、この仮名は「思ひ」の一語に限って用いられる(104 129 157)。また「衣」は、「聞え」(17 173 200)「覚え」(125)「絶え」(151)のような例もあるが、残りの三十九例は「見え」の表記に固定している。「伊」は百七例見出せるが、変字を別にすれば、大部分が「いや」(七十三例)「いざ」(十例)「いで」(七例)などの感動詞の類に用いられる。「星」(五十七例)も同様に「やい」「やれ」などの感動詞が多い。「保」(五十二例)は、「仰せ」(十九例)「思し」(十三例)「多し」(七例)といった語に規則的に現われるが、この場合は、表語性はむしろ結果的であつて、原理は「お」に常に下接するホの仮名ということなのかもしれない。その他、「介」が助動詞ケリや形容詞の活用語尾に定用されるということも表語的と言えるであろう。

今度は、視点を、個々の仮名文字が表記として固定される際の、紙平面上の空間的位置はどうか、他の仮名との相対的位置はどうかといった表記環境にすえて、虎明の用字意識を探ってみよう。便宜上、この問題を「ぎ」の二つに分けて考えて行きたい。

(1) 表記環境に種々の制約が加わつた場合に、意味の伝達をより円滑にするためになされる臨時的な仮名の用法

(2) 表記環境に特別の制約がない場合の仮名の用法
(1)の臨時的な仮名の用法には、いくつかの場合が見られる。その一は、狭義の「変字法」である。虎明は、仮名の縦の並びにおいて、文節以下の表記単位内に同音の仮名が続く場合には、原則として、踊り字「ゝ」に代行させているが、文節と文節、句と句、あるいは

文と文の切れ目をはさんで同じ仮名が続くような時には、異体の関係にある仮名を用いて、目移りを未然に防ごうとしている。

御夢想(下)にしの宮へ参て(77)

めでたい事じや(屋)うすは何と(15)

中くその(能)そみで御さる(24)

うる者が(能)伊やならばおかしめ(102)

都不案内(能)余り(128)

虎明は、この変字にはかなり意を注いだらしく、「せ」「と」「ぬ」「も」など、もともと異体関係にある仮名を用いないものを除くと、小文字の卜書き部分に若干の例外がある程度で、書き分けられている率は非常に高い。中には、

や(能)づくまでも中かうと(150)

ことく(能)具ごをしんせて(172)

はやし物を(能)遠しへた(105)

の「以」(前述の78の用例も)「具」「遠」のように、変字以外には用いられない仮名まで見受けられる。この変字は時として、

ふましまさうがせうし(能)や(153)

おいすまして(能)んをしり(210)

のように、文節内や単語内にまで及び、虎明の語意識を知る助けとなる場合もある。なお、虎明は、このように同体の仮名の連続を嫌うだけでなく、一字を隔てて同じ仮名が現われる場合まで気にしているようである。

是は津国あしや(能)里(能)着にて候(77)

加賀の国(能)お百姓で御さる(33)

最前の人(能)おじやるか(101)

この種の変字は、右のようにノの仮名以外にはあまり現われないが、それは、実際の詞章において、一字を隔てて同じ仮名の並ぶ頻度はノがとび抜けて高いという事情によるものと思われる。さらに、

やらく(能)けなりや(能)なりやな(28)

幾んば(能)い(能)んば(能)い(53)

のように、同じ句の繰り返しの場合にも変字を用いることがある。

さて、仮名の臨時的用法のその二は、常用仮名を用いれば、類似した字形の仮名の連続となる場合に、少用仮名を使って、紛らわしさを軽減させる工夫である。たとえば、二の音節は、「ホ」が常用仮名であるが、上接字が「可」「と」「者」など、連続によって形の似てくる仮名の場合、しばしば「ホ」や「に」に変更している。「可」(8 15 48 83 146 など)「と」(16 18 38 57 65 80 132 など多数)「者」(72 81 など)といった具合である。八行転呼によってワとよむ語中語尾のハの仮名は、たいたい「ハ」で表記するが、上接字が「い」の場合には「着」に限られるという事実も、あるいはここに入れてよいのかもわからない。

その三は、行末に用いられる仮名にかかわる問題である。虎明本の表記を一望した者は、例外なく、行末の仮名の横の並びが非常によくそろっていることに気づかれるであろう。一般の仮名文献では、行末の横の並びをそろえる場合は、時に応じて、仮名の位置を横にずらしたり、字形の大小を変えたりすることがよく行なわれるよう

であるが、虎明本ではそれとは別の方法がとられている。仮名の位置の移動や字形の大小の変化は、そのまま読みにくさに通ずるといふ虎明の意識の現われと思われる。実際には、この行末の横の字の並びをそろえるために、虎明は、三つの方策を講じているようである。一つは、行末の表記余白が、行中で用いられる時と同じ常用仮名を使うには狭すぎる場合、より字高の低い常用仮名かまたは少用仮名をあてるといふ方法である。その最も良い例が、行末の「つ」の仮名である。少用仮名の「つ」は、行中でも限られた用法しかもたないが、行末では字高の高い「徒」に代わって、音韻的に開音節のものをあらしたり(34 36 45 49 65 68 83 205)、「川」の代わりに用いられて、促音や元来入声音であったものを表わしたり(27 41 50 55 152 168 186)している。常用仮名「し」の字高では行末に収まらない場合に、常用仮名「志」を用いる例(38 99 140 145 150 168)もこれに入るだろう。いま一つは、逆に、行末の表記余白が常用仮名一字で埋めるには広すぎ、かといって二字分には足りないというような場合、より字高の高い少用仮名を用いてカバーするという方法である。たとえば「乃」は、行中では主に変字に用いられるが、行末では字高の低い常用仮名「の」に代わって「し」は用いられる(69 78 81 128 171 208 214)。少用仮名「流」も、常用仮名「る」や「留」の字高の低さを補って用いられている場合があるようである(39 47 90 101 143 155)。また「盤」は、行末にしか現われず、特異な仮名であるが、字高の低い「ハ」に対する補助仮名と考えれば、それも一応の説明がつくわけである(94 126 138 171)。ところで、今まで述べたことは、行末第

一字に限られた仮名の用法であったが、虎明はとうやら、さうに行末二字の用い方まで留意しているようである。それは、行末の表記余白が常用仮名一字分には広すぎ、かつそれに代わる補助仮名により字高の高いものが存在しない場合である。「ハ」の仮名は、助詞を中心に音韻的にはワ・バをあらわす用法がほとんどであるが、まれにハの音節となっている場合がある(七例)。そのうちの一例(104)は行末第一字で、字高の高い常用仮名「着」の補助仮名となつているが、残りの六例(98 102 105 123 124 162)はいずれも行末第二字となつている。これは、ハの音節をあらわす常用仮名「着」では余白が広すぎ、かつ二字分の余裕がないため、補助仮名「ハ」+他の常用仮名という形で、間隙を埋めたものと考えられる。このような仮名は、他に常用仮名「春」に対する少用仮名「す」の場合があてはまるようである(51 72 85 108 133 138 179 180)。この表記余白に関わる仮名の用法は、いささか微妙な問題で、あるいは筆者の思い入れの部分もあるかと思うが、それはともかくとして、行末の横の並びをそろえることとして仮名の字形や位置を一定に保つていうことを、矛盾なく解決しようとした虎明の努力は、評価されて然るべきものと思う。

次に、(2)の、表記環境に変字などの特別の制約が加わることのない場合の、虎明の用字意識について考えてみよう。これについては、既に触れたように菅原範夫氏の調査があり、多くの仮名において、語単位の位置による使い分けがなされている。菅原氏の調査結果を私にまとめて引用させていたたくと、原則として、

(a) 語頭に限定される仮名

「阿」「伊」「於」「幾」「佐」「楚」「祢」「飛」「婦」
「み」「見」「屋」「和」

(b) 語中語尾に限定される仮名

「起」「川」「つ」「天」「那」「に」「尔」「年」「乃」
「能」「保」「満」「り」「れ」「越」

(c) 語頭語中語尾の区別なく用いられる仮名

(a) (b) 以外の仮名

となる。筆者の調査範囲では、このうち (a) の「楚」「祢」「飛」「婦」と (b) の「満」が (c) に移動し、新たに「遍」が (a) に加わるが、量的には概して少数で、大勢を左右する程のものではない。

この、語単位での仮名の使い分けは、機能性を正面に据えた虎明の用字意識と、明白に物語るものであるが、虎明が仮名に賦与した位置による価値づけは、実は語頭語中語尾といった語単位のものに限らないのである。一例をあげれば、「れ」の仮名は常用仮名の一つであり、同じ音節をあらわすもう一つの常用仮名「連」と数量的には大差なく用いられているが、行頭第一字に限定すれば、「連」が三十六例現われるのに対し、「れ」は一例も出てこない。また、テに關して言えば、「天」「て」ともやはり常用仮名でありながら、行頭に位置するのは「て」のみ十三例である。行頭に現われることのない「れ」「天」の仮名は、語を単位とした場合、ともに語中語尾に限って用いられるものであるから、ここに、へ語頭に位置することのない仮名は、行頭にも位置できないのではないかと、いう推測が成り立つ。そこで、その他の語中語尾専用仮名を検してみ

ると、「起」「那」「尔」「年」「能」「保」「越」は、やはり全然行頭に現われない。「川」「つ」「に」「乃」「り」はそれぞれ三例、一例、一例、三例、二例現われるが、それらが同音節の仮名の行頭出現総数に占める割合は、いずれも一割に満たない。これらの中には、もともと使用量の少ない仮名も混じっている。単純に比較できない点もあるが、ともかくここに、原則として上にかない仮名としてまとめられる一群の仮名文字を指摘できるわけだ。このことは、虎明の明瞭な用字意識を証するに足るものと言えよう。しかし、この語頭語中語尾、あるいは行頭とそれ以外といった仮名の配置そのものが、虎明の用字原理であると考えるのは尚早のようである。第一に、右に述べたへ語頭にあらわれない仮名は行頭にもあらわれないという原則は、大部分の仮名に實際にあらわれないが、「ハ」「を」の仮名にはやや問題がある。「ハ」は、既に触れたように、行末以外は原則として語頭に現われないが、行頭には頻出する(四十六例)。これは、「ハ」を助詞やハ行転呼によつて生じたワ音に用いるという原則を、位置の原則に優先させたものと解すべきもののようにあるが、例外には違いない。また「を」も原則として語中語尾に配される仮名である(例外がハ例見られるが全体に占める比率はごくわずか)が、行頭に三十二例現われる。「を」と同類の「越」も語中語尾専用である(こちらは例外なし)から、ヨの仮名は、位置上西方とも行頭にあらわれないことになつてしまつので、その不都合を回避するために、ともかくも語頭の用例のある「を」を用いたということであろうか。それにしても、三

十二対せ口というのは、さつぱりし過ぎてゐる。第二に、行末の仮名の問題である。前述の「上にかかない仮名」という原則は、行末の仮名には拘束を与えないが、たとえば「奈」「奈」の仮名は、菅原氏が述べておられるように、ともに常用仮名であり、しかも位置による使い分けの判然としない仮名である（このような組み合わせの仮名は多くない）。しかし、行末に目を転ずると、「奈」一例「奈」二十七例で大きな差を見出す。第三に、踊り字の問題である。元来、踊り字は同音の反覆部分を符号化したものであるから、単語でいう語中語尾に相当するものである。したがって、位置の原則から言えば、行頭に現れないはずのものである。しかし、事實は、一字反覆の「く」「く」「く」が原則に治って行頭にあらわれないが、二字以上反覆の「く」「く」は十七例見出せる。しかも、「く」「く」を用いずに二字以上の反覆を表記している箇所は一つもない。

このような、単に位置の観点からは説明しにくい現象を、例外として処理せずに、何か別の原理によつて説明することはできないものであろうか。少なくとも、右の例外的現象をカバーし、語頭語中語尾といった位置の原則にも抵触しない原理が、どうやら存在するようである。それは、個々の仮名の間を関係づけるへ連綿の原理であるらしい。たとえば、先述の語頭や行頭に位置できない「れ」「や」「天」の仮名は、常に上接字と連綿していて例外が全くない。「那」「尔」「年」も同様である。「起」「保」「越」も左倒的に上からの連綿字である。行中において、いくらの連綿しない場合が存在する。「川」「や」「リ」の仮名は、行頭にわづかながら位置している。

要するに、上からの連綿を常に要求する仮名文字は、上接字の決して現れない行頭には位置できない道理となるのである。行末の仮名の場合には、これとちよつと上下反対の関係になつてゐる。即ち、先の「奈」の仮名は、行中においてほとんど下接字と連綿しているため、下接字の現われ得ない行末には、原則として位置できないのである。また、「介」の仮名は、助動詞ケリの表記に定用されるが、常に下へ連綿するために、たまたまケリの語頭部分が行末に来た場合には使用できず、「遣」の仮名に代行させている（2828）。「ハ」「ヤ」「を」が行頭に位置できるのは、それらが上接字に対して連綿不足の関係にあるからである。「奈」はこれと上下の関係にある。また、踊り字のうち「く」「く」「く」が行頭に位置できず、「く」「く」にそれができるのは、前者が必ず上から連綿するのに対し、後者が原則として連綿しないものだからである。

この連綿の観点は、変体仮名の認定の際の基準ともなり得るようである。たとえば、「う」と「良」の仮名は、菅原氏の論文ではひとつの仮名にまとめられているが、「う」が上接字に対して連綿不定なのに対して、「良」は必ず上連綿する仮名であるから、この観点からは二つの異体仮名として扱うべきである。「え」と「衣」、「ふ」と「不」も同じ関係にある。菅原氏が「る」と「留」を分けられた理由はわからないが、連綿の観点から言つても妥当な処置と考えられる（前者が連綿不定、後者が上連綿の仮名）。

さらに、この連綿の原理は、二つほどの興味ある問題に光をあててくれる。一つは、この仮名の用法である。虎明は、この仮名には

「ん」を用いるが、わずかながら漢字音の表記に「む」を使用しているところがある。『ばんみむ』(万民、179)を、この連続を嫌った変字と考えることができるならば、他の四例、『びしやむむ』(毘沙門、18)、『しむ』(進、24)、『ふしむ』(不審、27)、『たくさむ』(沢山、143)の「む」は、いずれも行頭にあらわれる。この表記を、漢字音の原初的な発音に帰することは、時代的にもまた實際の発音を考えても(「門」は山根、「進」は臻根、「審」は深根で、前二者は、もともと「韻尾」である)、無理であろうから、別の理由を考えなければならぬ。これに連続の観点を導入すれば、虎明が行頭に「む」(これは連続不足の仮名)の表記を臨時的に採用するのは、必ず上連続する、したがって行頭に書けないはずの「ん」の代用としてであるが、一方「む」はハの音節をもあらわすから、音韻的な紛らわしさが生ずる。行頭の「む」を用いることを徹底できなかった(行頭の「ん」はハ例あらわれる)のはこういう事情からである。と解釈できる。いま一つは、行頭における仮名の、横の並びについてである。虎明が、行中の仮名の、縦の並びに細心の注意を払っていることは、再三再四触れて来たが、目移りによる誤読や誤写の危険性があるという意味では、行頭に同じ音節の仮名が並ぶ場合も同様である。虎明は、これにどのように対処したのであろうか。結論を先に言うて、虎明は行中の縦の並びの場合ほどは、神経質になっていないようである。行頭第一字に、同じ音節の仮名が隣接するのは、本稿の範囲内では四十一箇所あるが、そのうち、異体の仮名同士が並んでいるのは十三例にとどまる。この三十一パーセ

ント強という比率をどう評価するかは、見方によって違つかもしれないが、少用仮名を意識的に使っている例(815)や、行頭第二第三字まで同音節の仮名の場合には、つとめて変字にしている事実(14688)など、183に一方を漢字、一方を仮名にしている例がある)を考えると、やはり虎明は、この並びに注意していたと言わべきであろう。ところで、これに連続の原理を導入すると、先ほどの評価はさらに上昇する。なぜなら、行頭第一字に同種の仮名が隣接する例の中には、「て」(三例)、「ら」(一例)、「連」(二例)、「を」(一例)のように、異体の仮名を持ちながら、それらが上連続の仮名で、語頭に位置できないために、否応なしに同体の仮名が並ばざるを得ない場合があることになり、これにもともと異体仮名の併用されない「て」(二例)を含めると、四十一例のうち九例は、実質的に変字不可能のケースとなって、先ほどの数字は、四十パーセント強となるからである。

最後に、個々の平仮名を、連続の観点から整理したものを示しておこう。原則的に、

(A) 上接字と連続する仮名

「衣」「起」「川」「天」「那」「尔」「年」「能」「不」「保」「良」「リ」「留」「れ」「越」「ん」

(B) 下接字と連続する仮名

「介」「奈」「ら」「和」

(C) 連続不足の仮名

(A)・(B)以外の仮名

となっている。

以上、虎明本の表記について、さまざま角度から検討してみた。こゝでは正確な伝達を目指した虎明の、表記上の工夫について、何程か明らかになってきたのである。幸いである。もつとも、それらは文字通り工夫であって、必ずしも虎明の創意・創案にかかるとは限らないのかもしれない。又「未だ」を、漢字と仮名で書き分けることなどは、既に先人によって試みられているように、そこに何らかの伝統性が存在するようなことがある。評価は自ら変わってくるであろう。他のものも含めて、識者の御教示を願う次第である。また、個々の仮名の用法にも、問題が残されている。「脇狂言之類」以外の部類の仮名の調査も必要だろうし、「脇狂言之類」の中でも、たとえば「やくすい」という曲においての「ひ」の仮名が「ハ行転呼や音便によって生じたイ音をあらわし」、「飛」の仮名が「イ音をあらわす」というように、音韻を完全に分担している例（このような音韻レベルでの仮名の完全分担は、他に例を見ない）や、「曹」の仮名が、最初から五曲目の「びしやもん」を境に、急激に使用頻度を落すとといった、曲単位での仮名の片寄りの問題には触れることができた。こゝから、純粹に表記論の枠内で処理できることなのかどうか、さらに検討を要するであろう。また、へ連綿の原理についても、それが種々の現象を説明してくれる事実はあるにしても、位置の原則のすべてがそこから導き出されるわけではない（たとえば、語頭に限定される仮名の根拠を連綿に求めるこ

とはできない）し、なぜ連綿する仮名とそうでない仮名があるのか、という問いの前では、議論が循環する恐れがある。連綿のいつそう詳細な調査を俟って、あらためて考えてみたいと思う。

「注」

- ① この間には、別人の筆になると覚しき書き入れや、虎明本人の筆による、欄外や行間の補筆が見られるが、本稿の趣旨にそって、こゝからは考察の対象から除外している。
- ② 数字は、複製本の頁数をあらわす。以下同様。
- ③ このうち、本文の料白部分の例外は一例（200）だけで、その他はト書き（129）が、本文の語り・誼いの部分（48-150）に出ている。語り・誼いの部分は、本来伝承性の強いもので、このため虎明の注意がいくぶん弛緩したのかもしれない。
- ④ この仮名は、安田章氏が「本」の仮名との間に使った分けのあることを示唆されたものである。
- ⑤ 助詞や助動詞は、菅原氏にならって、語中語尾扱いにして考えている。
- ⑥ 仮にこの字をあてたが、語源が不明確なようなので、以下にはふれないこととする。
- ⑦ 付記の小笠原一氏の論文を参照のこと。なお、これに関して、本論中に言及する場を見失った、いわゆる「合字」について触れておきたい。虎明本では、合字に三種のものがある（「こゝろ」コト、

